

建設業のみなさまへ

特定建設作業の届出は作業開始の日の7日前までに

東松山市内において特定建設作業（裏面）を伴う建設工事を施工しようとする方（元請業者）は、特定建設作業の開始日の7日前までに（1）所定の届出書、（2）附近見取図、（3）工事行程表を市長村長に届け出てください。

騒音規制法、振動規制法の指定地域

ほぼ市内全域が対象となります。

※ 工業専用地域の指定がされている区域は対象外です。

※ 工業専用地域のうち、他の区域との境界線から内部への水平距離が100mまでの区域については指定区域になります。（騒音規制法の指定地域のみ）

騒音・振動の規制基準を守ってください

工事に先立ち、周辺の住民に工事内容や公害防止対策などについて説明を行うとともに、低騒音・低振動の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

規制基準

	区域区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号・2号	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時	
	2号	午後10時～午前6時	
最大作業時間	1号	10時間／日	
	2号	14時間／日	
最大作業日数	1号・2号	連続6日	
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日	

- (注) 1 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用されます。
2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住宅専用地域 第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 上記以外の区域で、学校、保育園、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域 工業専用地域(騒音のみ指定)

特定建設作業（騒音規制法・振動規制法）

騒 音	振 動
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	1 くい打機(もんけん及び圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
2 びよう打機を使用する作業	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
5 コンクリートプラント(混練容量0.45 m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練重量が200 kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	(注) 1 定格出力: 1PS(仮馬力) = 0.7355kW 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、国土交通省のホームページで確認できます。
6 バックホウ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)を使用する作業	【低騒音型建設機械の標識】
8 トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)を使用する作業	【超低騒音型建設機械の標識】
8 ブルドーザー(定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く)を使用する作業	 

各種くい打工法の規制対象一覧表

工法・機械名称			騒音	振動	備考	
既製くい	直打工法	打撃工法	ティーセルハイルハンマ	○	○	
			ドロップハンマ	○	○	
			パイロエキストラクタ	○	○	
			もんけん(人力を動力とするもの)	×	×	
			油圧ハンマ	○	○	
			エアハンマー	○	○	
		振動工法	パイプロハンマ	○	○	
		圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×	
					くい引抜にも使用	
	埋め込み工法	プレボーリング工法	アースオーガー+直打工法	×	○	
		セメントミルク工法	アースオーガー+根固め	×	×	
		中堀工法	アースオーガー+直打工法	×	○	
現場造成くい (場所打くい)			オールケーシング工法(ベット工法)	×	×	
			アースドリル工法	×	×	
			リバースサーチュレーション工法	×	×	
			地下連続壁工法	×	×	

特定建設作業の規制 ○：対象 ×：対象外

(注)くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打くい抜機は対象外

詳しく述べは環境政策課までお問い合わせください。

- 改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。
- 必要な報告を求め又は立入検査を行うことがあります。